

## 個人情報の共同利用と第三者提供について

個人情報保護法第23条第5項第3号では、「特定の者と個人データを共同して利用すること」「共同して利用する個人データの項目」「共同して利用する者の範囲」「利用目的」「個人データの管理責任者」について、本人が容易に知りうる状態に置いているときは、当該個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、予め本人の同意を得ずに当該個人情報を提供できることとされています。九電工健康保険組合（以下、当組合）では以下の事業について、事業主等と個人情報を共同利用しますので、次のとおり公表します。

### 1. 事業主との共同事業

事業の目的・内容	被保険者の健康管理を効果的に実施する。 ・健診受診後のフォロー ・特定保健指導の実施勧奨 ・生活習慣病リスクの高いものに対する受診勧奨 ・ほか、当組合と事業主が共同で実施する健康管理事業
利用するデータ項目	記号、番号、氏名、生年月日、性別、健診受診年月日、健診受診機関名称・所在地、健診・問診結果、特定保健指導実施情報、医療機関未受診情報（病歴等の情報は含まない）
利用する者の範囲	〔事業主〕産業医、保健師、ほか労働衛生部門担当者・責任者 〔当組合〕保健師、保健事業担当者、事務長、常務理事
利用する者の利用目的	〔事業主〕労働安全衛生法に基づく事後措置 〔当組合〕特定保健指導、重症化予防事業の実施 〔事業主および当組合〕共同実施する健康管理事業の推進
データの管理責任者	〔事業主〕労働衛生部門責任者 〔当組合〕常務理事

### 2. 高額医療交付金交付事業に係る健康保険組合連合会との共同利用

健康保険組合連合会（以下、健保連）では、健康保険法施行規則第2条に基づく事業として、組合において高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を組合に対して交付する事業を行っています。

利用するデータ項目	交付事業の対象となる診療報酬明細書・調剤報酬明細書の記載情報
利用する者の範囲	〔当組合〕給付担当者、事務長、常務理事 〔健保連〕交付金交付事業グループ 高額医療担当職員
利用する者の利用目的	〔当組合〕医療費の一部の交付を受ける為の申請に利用する。 〔健保連〕適正な交付を行う為の審査に利用する。
データの管理責任者	〔当組合〕福岡市南区那の川1丁目24-1 九電工健康保険組合 理事長 安川 仁 管理責任者 常務理事 〔健保連〕東京都港区南青山1丁目24-4 健康保険組合連合会 会長 宮永 俊一 管理責任者 組合サポート部部长